

提出書類一覧表Ⅱ（被扶養者の認定に関する提出書類）

*認定を受ける者がその年の12月31現在で19歳以上23歳未満の者

提出書類 区分 及び 認定基準所得額 (* 所得 … 所得控除前の収入額)		① 被扶養者 認定申告書	② 組合員等 個人番号 報告書	③ 被扶養者 申請理由書	④ 扶養協議書	⑤ 市区町村 長発行の 所得（課税） 証明書の写し	⑥ 認定しようとする者の 所得の内容 を証明する書類の写し	⑦ 在学証明書の写し	⑧ 戸籍謄本（全部事項 証明書の写し 又は改製原戸籍の写し）	⑨ 住民票謄本の写し	⑩ 申立書	⑪ 送金を証明できる書類の写し （別居の場合のみ）	⑫ 年金額改定通知書 （又は年金証書）の写し	⑬ 認定年月日及びその理由が 確認できる書類の写し	⑭ 組合員の所得の内容を 証明する書類の写し	⑮ 世帯生計維持に関する申立書	⑯ 被扶養者の認定を受ける者への 送金予定表	⑰ その他
扶養手当該当者		130万円未満	○	○							注8							
扶養手当非該当者	学校教育法に規定する学校の生徒 （定時制・夜間・通信・留学生を除く）	150万円未満	○	○	○	○	○	○	○	※	※			○	○	○		左のほかに必要と認める書類
	定時制・夜間・通信制の学生及び留学生		○	○	○	○	○	○	○	※	※	○		○	○	○	○	
	障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円未満	○	○	○	○	○		○	※	○	○	○	○				
	上記以外の者	150万円未満	○	○	○	○	○		○	※	○	○		○	○	○	○	

※ … 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の、三親等内の親族の認定の場合に併せて提出を要する書類

要注意 認定しようとする者が配偶者の場合は適用対象外のため提出書類一覧表Ⅰを参照

注1 認定しようとする者が子である場合には不要。

注2 組合員及び認定しようとする者分を提出する。又、認定しようとする者に配偶者がいる場合は、配偶者分も提出する。

注3 勤労所得者 … 事業主の給与支払証明書及び雇用契約書（雇用期間及び給与の推計ができる算定基準等の記載のあるもの）

事業・農業・不動産等の所有者 … 確定申告書及びそれに添付する損益計算書

退職を機に認定を受けようとする者 … 退職を証する書類

注4 認定を受けようとする者と組合員及び組合員以外の扶養義務者が確認できるものとする。

外国人で戸籍がない場合、身分関係は住民票の続柄で確認する。住民票で確認できない場合は、本国の大使館又は領事館で発行される続柄を証する書類で確認する。

注5・8 配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹以外の、三親等内の親族又は重度心身障害者の認定の場合は、組合員と同居していることが条件となるため、送金の事実があっても認定できない。同居を確認する書類として、③・⑨の書類も提出すること。

注7 組合員の採用・転入に伴う認定の場合には不要。

注9 認定しようとする者の収入が組合員の所得証明書の額の1/2未満の場合は不要。

1/2以上となるが、組合員の年間の総収入（所得証明書に記載されない収入（例えば障害や遺族などの非課税年金））で1/2未満となる場合は提出する。なお、総収入の1/2未満とならない場合は認定できない。

注10 認定しようとする者の収入が組合員の年間収入の1/2未満ではないが、組合員の年間収入を上廻らない場合は提出する。なお、組合員の年間収入を上廻る場合は認定できない。

注11 認定しようとする者が組合員と同一世帯に属していない場合に提出する。なお、認定しようとする者の収入が組合員からの援助による収入額より多い場合は認定できない。